

山梨県公報

号外第三十号

令和元年

十月十八日

金 曜 日

目 次

規 則

- 山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県登山の安全の確保に関する条例の一部の施行期日を定める規則……………六
- 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 人事委員会……………六
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則及び山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則……………六

規 則

山梨県規則第十四号

山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(年金管理者となることができない者)

第八条の二 条例第八条第二項第一号の規則で定めるものは、精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則(平成十九年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「単独型臨床研修病院及び同条第二号に規定する管理型臨床研修病院」を「基幹型臨床研修病院」に改める。

第八条第三項中「(修学資金)の下に「又は条例第八条の規定により当該修学資金に付された利息」を加え、「医師修学資金・医師研修資金保証人変更願」を「医師修学資金・医師研修資金等保証人変更願」に改める。

第十三条中「又は第三号」を削り、「第三十条の十九第三項」を「第三十条の第二十五第三項」に改める。

第十四条第一項中「第四号」を「第三号」に改め、「臨床研修」の下に「(専門研修を受ける者)あつては、臨床研修及び専門研修」を加える。

第十五条中「又は第九条」の下に「第一項若しくは第二項」を、「により修学資金」の下に「又は条例第八条の規定により当該修学資金に付された利息」を加え、「医師修学資金・医師研修資金返還債務免除申請書」を「医師修学資金・医師研修資金等返還債務免除申請書」に、「同項各号又は条例第九条」を「条例第七条第一項各号又は第九条第一項若しくは第二項」に改める。

第十六条中「医師修学資金・医師研修資金返還債務免除申請書」を「医師修学資金・医師研修資金等返還債務免除申請書」に改め、「修学資金」の下に「又は条例第八条の規定により当該修学資金に付された利息」を加える。

第十七条中「により修学資金」を「により修学資金等」に、「医師修学資金・医師研修資金返還債務猶予申請書」を「医師修学資金・医師研修資金等返還債務猶予申請書」に改める。

第十八条中「医師修学資金・医師研修資金返還債務猶予申請書」を「医師修学資金・医師研修資金等返還債務猶予申請書」に、「修学資金」を「修学資金等」に改める。

第二十条第二項中「(修学資金)の下に「又は条例第八条の規定により当該修学資金に付された利息」を加える。

第二十五条第一項及び第二項中「(研修資金)の下に「又は条例第十七条の規定によ

り当該研修資金に付された利息」を加える。

第二十六条中「(修学資金)の下に「又は条例第八条の規定により当該修学資金に付された利息」を加え、「第四号」を「第三号」に改め、「臨床研修」の下に「(専門研修を受ける者にあつては、臨床研修及び専門研修)」を、「又は第九条」の下に「第一項若しくは第二項」を、「第十六条又は第十八条」の下に「第一項若しくは第二項」を加え、「同項各号又は条例第九条」を「条例第七条第一項各号又は第九条第一項若しくは第二項」に改め、「条例第十六条各号又は第十八条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第一号様式中「債務」を「当該修学資金に係る債務及びその債務に付随して生じる債務」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第7条関係)

医師修学資金貸与契約書

山梨県知事(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例(平成19年山梨県条例第32号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

(1) 修学資金の種別

(2) 貸与月額 円

(3) 貸与期間 年 月から 年 月まで

第2条 乙は、修学資金の貸与を受けたときは、条例及び山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則(平成19年山梨県規則第34号。以下「規則」という。)に基づき、その債務を履行するものとする。

第3条 条例第8条各号のいずれかに該当するときは、乙は、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、既に貸与を受けた修学資金に同条に規定する日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付して返還しなければならない。

第4条 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、当該不正に貸与を受けた修学資金に相当する額を返還させ、又はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより既に貸与を受けた修学資金に、第一種医師修学資金又は第二種医師修学資金にあつては臨床研修を開始した日から、第三種医師修学資金にあつては貸与を受けた日の翌日から不正に修学資金の貸与を受けたことを甲が確認した日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付して返還しなければならない。

第5条 保証人は、乙と連帯して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第6条 甲及び乙は、この契約書、条例及び規則に定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法(明治29年法律第89号)その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主(甲) 住所
氏名 山梨県知事 印

借主(乙) 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

様式中「医師修学資金・医師研修資金保証人変更願」や「医師修学資金・医師研修資金等保証人変更願」の「債務」や「当該修学資金（研修資金）に係る債務及びその債務に付随して生じる債務」に定める。

様式中「医師修学資金・医師研修資金返還債務免除申請書」や「医師修学資金・医師研修資金等返還債務免除申請書」の「修学資金（研修資金）」の次に「又は山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例第8条（第17条）の規定により

当該修学資金（研修資金）に付された利息」を記入

借入金金額	
-------	--

借入金金額	
利息の金額	

に定める。

様式中「医師修学資金・医師研修資金返還債務猶予申請書」や「医師修学資金・医師研修資金等返還債務猶予申請書」の「（研修資金）」や「（研修資金）等」の

借入金金額	
-------	--

借入金金額	
-------	--

利息の金額

円	
円	

に定める。

第九号様式中「初期臨床研修」や「初期臨床研修又は専門研修」に定める。

第十一号様式中「債務」や「当該研修資金に係る債務及びその債務に付随して生じる債務」に定める。

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式（第23条関係）

医師研修資金貸与契約書

山梨県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例（平成19年山梨県条例第32号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、研修資金の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり研修資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで

第2条 乙は、研修資金の貸与を受けたときは、条例及び山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則（平成19年山梨県規則第34号。以下「規則」という。）に基づき、その債務を履行するものとする。

第3条 条例第17条各号のいずれかに該当するときは、乙は、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、既に貸与を受けた研修資金に貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる理由が生じた日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付して返還しなければならない。

第4条 甲は、乙が不正に研修資金の貸与を受けたときは、当該不正に貸与を受けた研修資金に相当する額を返還させ、又はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより既に貸与を受けた研修資金に、貸与を受けた日の翌日から不正に研修資金の貸与を受けたことを甲が確認した日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付して返還しなければならない。

第5条 保証人は、乙と連帯して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第6条 甲及び乙は、この契約書、条例及び規則に定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主（甲） 住所
氏名 山梨県知事 印

借主（乙） 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県規則第十六号

山梨県登山の安全の確保に関する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。
令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県登山の安全の確保に関する条例の一部の施行期日を定める規則

山梨県登山の安全の確保に関する条例(平成二十九年山梨県条例第三十号)附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年十月十九日とする。

山梨県規則第十七号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則(昭和三十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

- 2 第二条第二号を次のように改める。
- 二 精神の機能の障害により自動販売機等の管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則及び山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年十月十八日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

期末手当及び勤勉手当に関する規則及び山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」を削る。
第八条第一項第一号中「若しくは失職し」を削る。

(山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十条第二項中「起算して一箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)附則第一条第二号に掲げる日から施行する。ただし、第二条中山梨県職員の退職手当に関する規則第十条第二項の改正規定は、公布の日(附則第三項において「公布日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に退職した者が第二条の規定による改正前の山梨県職員の退職手当に関する規則第八条の二第三号に掲げる者に該当する場合には、第二条の規定による改正後の山梨県職員の退職手当に関する規則(次項において「新規則」という。)第八条の二に規定する山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第三号)第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。

3 新規則第十条第二項の規定は、新規則第八条第一項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番